

知多市公告第 6 5 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、送付すべき書類は、知多市総務部収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

令和 8 年 7 月 8 日

知多市長 伊 藤 清一郎

送達を受けるべき者	住 所 (所在地)	(省略)
	氏 名 (名 称)	(省略)
送達すべき書類名		配当計算書（謄本） 充当通知書

備考 この書類は、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、送達を受けるべき者に到達したものとみなす。